埼玉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、排出事業者が県外産業廃棄物を県内の処理施設に搬入して処理するに当たり、あらかじめ協議を行わせることにより、県外産業廃棄物の種類、排出状況、処分状況等を把握して、ダイオキシン類の排出削減に資するとともに、生活環境保全上の観点から、指定産業廃棄物の発生抑制・分別排出を促進し、適正処理の推進を図ることを目的とする。

(定義)

- **第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 指定産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物のうち、建設系廃棄物である廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、廃石膏ボードをいう。
 - (2) 建設系廃棄物 日本標準産業分類の大分類D(建設業)に該当する事業者が 行う工作物の新築、改築又は除去に伴って発生した廃棄物をいう。
 - (3) 県外産業廃棄物 県外に所在する排出事業場から排出される指定産業廃棄物 をいう。
 - (4) 排出事業場 工場、工事現場、その他事業活動に伴って産業廃棄物を排出す る施設又は場所をいう。
 - (5) 処理施設 産業廃棄物処分業者又は排出事業者が有する中間処理施設をいう。ただし、排出事業者が有する施設にあっては、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に限る。
 - (6) 収集運搬業者 法の規定に基づき排出事業場を管轄する都道府県知事(法第24条の2第1項の規定により、政令で定める市の長が事務を行う場合にあっては、当該市の長)の許可及び埼玉県知事の許可を受け、産業廃棄物を収集運搬する者をいう。
 - (7) 処分業者 法の規定に基づき埼玉県知事の許可を受け、産業廃棄物を中間処分する者をいう。
 - (8) 廃棄物再生事業者 法の規定に基づき埼玉県知事の登録を受け、廃棄物の再生を業として営んでいる者(知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき、市町村長の登録を受けた者を含む)をいう。
 - (9) 優良産廃処理業者 法施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第10条の4の 2に定める基準に適合する旨埼玉県知事に認められ又は確認を受けた者をい う。
 - (10)特定事業者 県内の処理施設における県外産業廃棄物の処理見込量が、事業 年度当たり400トン以上の排出事業者をいう。
 - (11)事業年度 4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。

(排出事業者の責務)

- 第3条 排出事業者は、産業廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、 次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 産業廃棄物の発生抑制・分別排出及び再資源化などを積極的に行い、その減量に努めること。
 - (2) 法に基づく行政処分を受けている収集運搬業者若しくは処分業者に処理を委託し、又は排出事業者の処理施設において処理しないこと。
 - (3) 処理施設の処理能力などを確認し、産業廃棄物の搬入量が不適当にならないこと。
 - (4) その他生活環境の保全上、支障にならないこと。

(事前協議書の提出)

- 第4条 排出事業者は、県外産業廃棄物を県内に搬入し、中間処理しようとするときは、搬入する日の7日前までに、様式第1-1号による県外産業廃棄物搬入処理事前協議書(以下「事前協議書」という。)により、産業廃棄物指導課長に協議しなければならない。ただし、1年間における県内への指定産業廃棄物搬入総量が10トン未満の場合は、この限りでない。
- 2 前項の事前協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 産業廃棄物処理委託契約書の写し
 - (2) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し及び産業廃棄物処分業許可証の写し
 - (3) その他産業廃棄物指導課長が必要と認める書類
- 3 事前協議書の提出部数は、1部とする。
- 4 事前協議書の提出は、電磁的方法により行うことができる。第6条第2項、第8条第1項、第9条第1項、第10条第4項、第11条第2項、第13条第1項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項に定める申請等もまた同様とする。
- 5 排出事業者は、指定産業廃棄物とその他の産業廃棄物を未分別の状態(分離可能な状態を含む。)で県内に搬入しようとするときには、その全量について第1項の規定により協議しなければならない。

(廃棄物再生事業者等への搬入に係る事前協議の特例)

- 第5条 排出事業者は、県外産業廃棄物を県内に搬入し、中間処理しようとする場合において、当該中間処理を行う処分業者が廃棄物再生事業者であるときは、県外産業廃棄物のうち再生事業を行う廃棄物として登録を受けたものの搬入及び中間処理について、前条第1項に定める協議をすることを要しない。
- 2 排出事業者は、県外産業廃棄物を県内に搬入し、中間処理しようとする場合に おいて、当該中間処理を行う処分業者が優良産廃処理業者であるときは、県外産 業廃棄物の搬入及び中間処理について、前条第1項に定める協議をすることを要 しない。

3 排出事業者は、県外産業廃棄物を県内に搬入し、中間処理しようとする場合において、当該中間処理を行う処分業者が日本標準産業分類の大分類E(製造業)における小分類 212 (セメント・同製品製造業)に該当する事業者で、再生利用(熱利用を含む)を行っているときは、県外産業廃棄物の搬入及び中間処理について、前条第1項に定める協議をすることを要しない。

(電子情報処理組織を使用した場合の事前協議の特例)

- 第6条 排出事業者は、県外産業廃棄物を県内に搬入し、中間処理しようとする場合において、法第12条の5に定める電子情報処理組織を使用して産業廃棄物管理票(以下「電子マニフェスト」という)を交付し、かつ処理を委託する収集運搬業者及び中間処理業者が過去5年間において法施行規則第9条の3第1項に定める特定不利益処分を受けていない場合において、産業廃棄物指導課長に届出を行ったときは、県外産業廃棄物の搬入及び中間処理について、第4条第1項に定める協議をすることを要しない。
- 2 前項の届出は、様式第2-1号及び様式第2-2号により、次の各号に掲げる書類を添付して、搬入の前日までに行わなければならない。
 - (1) 排出事業者、収集運搬業者及び処分業者が各々所持する、法施行規則第8条 の31 に定める書面の写し
 - (2) 前号に係る収集運搬業者及び処分業者の許可証の写し
- 3 前項の届出書の提出部数は、1部とする。
- 4 排出事業者は、電子マニフェストの運用を中止した場合は、様式第3号により、速やかに産業廃棄物指導課長に届け出なければならない。
- 5 排出事業者は、第2項の規定により届け出た内容に関し、許可の更新が行われた場合は、更新日が次の各号に定める期間に係るものについて、各号の最終月の翌月末までに、様式第4号により、更新後の許可証の写しを添付して産業廃棄物指導課長に提出しなければならない。
 - (1) 4月から6月まで
 - (2) 7月から9月まで
 - (3) 10月から12月まで
 - (4) 1月から3月まで

(承認書の交付)

- 第7条 産業廃棄物指導課長は、排出事業者から提出された事前協議書等の内容を審査し、法及びこの要綱に照らし適当と認められる場合には、様式第1-2号による県外産業廃棄物搬入処理協議承認通知書(以下「承認書」という。)を当該特定事業者に交付する。
- 2 承認書の有効期間は、1年を超えない期間とする。
- 3 産業廃棄物指導課長は、承認書の交付に際し、要綱の運用に必要な範囲内で条件を付することができる。

(変更届出書の提出)

- 第8条 前条の規定により承認書の交付を受けた排出事業者(以下「承認書受領者」 という。)が、次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日 の前日までに、様式第5号による県外産業廃棄物搬入処理協議事項変更届出書を、 産業廃棄物指導課長に届出しなければならない。
 - (1) 搬入処理期間(ただし、変更後の期間は1年を超えない期間とする。)
 - (2) 収集運搬業者又は処分業者(自己処理を委託処理に変更する場合又は委託処理を自己処理に変更する場合を含む。)
 - (3) 処理施設の所在地
- 2 変更届出書の提出部数は、1部とする。
- 3 承認書受領者は、産業廃棄物の種類が増加する場合又は産業廃棄物の量が当初協議量の2倍を超える量となる場合には、第4条の規定により新たに協議しなければならない。
- 4 第1項の変更届出書には、承認書の写し(過去に変更の届出をしている場合には、当該変更届出書の写しを含む。)及び変更の内容を証する書面の写しを添付しなければならない。

なお、第1項(2)に定める事項の届出については、新たに処理を委託する産業廃棄物収集運搬業者又は処分業者(以下「処理業者」という。)の許可証の写しを併せて添付しなければならない。

(一括協議書の提出)

- 第9条 特定事業者(第15条の規定により一括承認を取り消され、その翌事業年度から2事業年度を経過しない者を除く。)は、県外産業廃棄物を県内に搬入し、中間処理しようとするときは、様式第6-1号及び様式第6-2号による県外産業廃棄物適正処理計画書(以下「計画書」という。)を、産業廃棄物指導課長に提出し、一括協議を申請することができる。ただし、処理委託する収集運搬業者が県外産業廃棄物の積替え保管を行う場合の事前協議については、第4条第1項に基づく事前協議を個別に申請しなければならない。
- 2 前項の計画書は、事業年度の開始する日の30日前までに提出しなければならない。ただし、次条第4項の規定により、様式第7号による一括協議の特例適用届出書を産業廃棄物指導課長に提出した特定事業者が、処理業者の一部若しくは全部を変更することにより、次条第1項、第2項又は第3項に定める場合に該当しなくなったときにおいて行う前項に定める一括協議に係る計画書については、変更しようとする日の30日前までに提出しなければならない。
- 3 第1項の計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 多量排出処理計画書の写し(様式第6-2号に記載してある「排出事業場の所在地」を管轄する都道府県知事(法第24条の2第1項の規定により、政令で定める市の長が事務を行う場合にあっては、当該市の長)あて、法第12条第9項若しくは第12条の2第10項又は条例等に基づき提出した最新のものとする。)

- (2) 産業廃棄物処理委託契約書の写し(原則として、年度一括契約によるものとする。)
- (3) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し及び産業廃棄物処分業許可証の写し
- (4) その他産業廃棄物指導課長が必要と認める書類

(廃棄物再生事業者等への搬入に係る一括協議の特例)

- 第10条 特定事業者は、県外産業廃棄物を県内に搬入し、中間処理しようとする場合において、当該中間処理を行う処分業者の一部又は全部が廃棄物再生事業者であるときは、当該廃棄物再生事業者に搬入する県外産業廃棄物のうち再生事業を行う廃棄物として登録を受けたものの搬入及び中間処理について、前条第1項に定める一括協議をすることを要しない。
- 2 特定事業者は、県外産業廃棄物を県内に搬入し、中間処理しようとする場合に おいて、当該中間処理を行う処分業者の一部又は全部が優良産廃処理業者である ときは、当該優良産廃処理業者に搬入する県外産業廃棄物の搬入及び中間処理に ついて、前条第1項に定める一括協議をすることを要しない。
- 3 特定事業者は、県外産業廃棄物を県内に搬入し、中間処理しようとする場合において、当該中間処理を行う処分業者の一部又は全部が日本標準産業分類の大分類E(製造業)における小分類212(セメント・同製品製造業)に該当する事業者で、再生利用(熱利用を含む)を行っているときは、当該処分業者に搬入する県外産業廃棄物の搬入及び中間処理について、前条第1項に定める一括協議をすることを要しない。
- 4 特定事業者は、前3項の規定により、県内に搬入し、中間処理する県外産業廃棄物のすべてについて前条第1項に定める一括協議をしない場合には、様式第7号による一括協議の特例適用届出書を事業年度の開始する日の30日前までに、産業廃棄物指導課長に提出するものとする。

(電子情報処理組織を使用した場合の一括協議の特例)

- 第11条 特定事業者は、県外産業廃棄物を県内に搬入し、中間処理しようとする場合において、その一部又は全部について電子マニフェストを交付し、かつ処理を委託する収集運搬業者及び中間処理業者が過去5年間において法施行規則第9条の3第1項に定める特定不利益処分を受けていない場合において、産業廃棄物指導課長に届出を行ったときは、当該県外産業廃棄物の搬入及び中間処理について、第9条第1項に定める協議をすることを要しない。
- 2 前項の届出は、様式第2-1号及び様式第2-2号により、次の各号に掲げる書類を添付して、事業年度の開始する日の30日前までに行わなければならない。
 - (1) 特定事業者、収集運搬業者及び処分業者が各々所持する、法施行規則第8条 の31 に定める書面の写し
 - (2) 前号に係る収集運搬業者及び処分業者の許可証の写し
- 3 前項の届出書の提出部数は、1部とする。

- 4 排出事業者は、電子マニフェストの運用を中止した場合は、様式第3号により、速やかに産業廃棄物指導課長に届け出なければならない。
- 5 排出事業者は、第2項の規定により届け出た内容に関し、許可の更新が行われた場合は、更新日が次の各号に定める期間に係るものについて、各号の最終月の翌月末までに、様式第4号により、更新後の許可証の写しを添付して産業廃棄物指導課長に提出しなければならない。
 - (1) 4月から6月まで
 - (2) 7月から9月まで
 - (3) 10月から12月まで
 - (4) 1月から3月まで

(一括承認書の交付)

- 第12条 産業廃棄物指導課長は、特定事業者から提出された計画書等の内容を審査 し、法及びこの要綱に照らし適当と認められる場合には、当該特定事業者に対し、 一括協議を承認する。
- 2 産業廃棄物指導課長は、前項の規定に基づき一括協議を承認する場合には、様式第8号による県外産業廃棄物搬入処理一括協議承認通知書(以下「一括承認書」という。)を当該特定事業者に交付する。
- 3 一括協議の有効期間は、事業年度を越えない期間とする。
- 4 産業廃棄物指導課長は、一括承認書の交付に際し、要綱の運用に必要な範囲内 で条件を付することができる。

(一括協議変更申請書等の提出)

- 第13条 前条の規定により一括承認書の交付を受けた特定事業者(以下「一括承認書受領者」という。)が、次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の30日前までに、様式第9号による県外産業廃棄物搬入処理一括協議事項変更申請書(以下「変更申請書」という。)を産業廃棄物指導課長に提出しなければならない。
 - (1) 産業廃棄物の種類(種類が増加する場合に限る。)
 - (2) 産業廃棄物の量(増加後の総量が、当初協議量の2倍を超える場合に限る。)
 - (3) 処理業者を入れ替え、又は追加する場合
- 2 前項の変更申請書には、一括承認書の写し(過去に変更の承認を受けている場合には、当該変更承認書の写しを含む。)及び変更内容を証する書類を添付しなければならない。

なお、前項(3)に定める事項の申請書には新たに処理を委託する産業廃棄物処理 業者の許可証の写しを併せて添付しなければならない。

- 3 第1項各号に規定する事項以外の事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の前日までに、様式第10号による県外産業廃棄物搬入処理一括協議事項変更届出書(以下「変更届出書」という。)を提出しなければならない。
- 4 前項の規定による変更届出書の提出部数は、1部とする。

5 第3項の変更届出書には、承認書の写し(過去に変更の届出をしている場合には、当該変更届出書の写しを含む。)及び変更の内容を証する書面の写しを添付しなければならない。

(一括協議の変更承認)

- 第14条 産業廃棄物指導課長は、特定事業者から提出された変更申請書の内容を審査し、法及びこの要綱に照らし適当と認められる場合には、当該変更を承認する。
- 2 産業廃棄物指導課長は、前項の規定に基づき、一括協議事項の変更を承認する場合には、様式第11号による県外産業廃棄物搬入処理一括協議事項変更承認通知書(以下「変更承認書」という。)を、特定事業者に交付する。

(一括協議の承認取消等)

第15条 一括協議の承認を受けた特定事業者が、第13条第1項各号の規定に該当するにもかかわらず前条第2項による変更承認書の交付を受けることなく一括協議の承認事項を変更したとき、第18条若しくは第19条の規定による報告書を提出期日までに提出しないとき、又は産業廃棄物指導課長の指示に従わない場合には、一括協議の承認を取り消し、その翌事業年度から2事業年度の間は、当該特定事業者に対する一括協議を承認しない。

(承認書等受領者の義務)

第16条 承認書又は一括承認書(以下「承認書等」という。)受領者は、県外産業 廃棄物の処理を委託するときには、承認書等の写しを収集運搬業者及び処分業者 に交付しなければならない。

(県内搬入処理)

- 第17条 排出事業者は、産業廃棄物指導課長から承認書等の交付を受けた後でなければ、収集運搬業者及び処分業者に県外産業廃棄物の処理を委託してはならない。
- 2 処理業者は、承認書等受領者から承認書等の写しの交付を受けた後でなければ、 県外産業廃棄物を県内で処理してはならない。
- 3 県内に搬入し、自ら処理しようとする排出事業者は、承認書等の交付を受けた 後でなければ、県内の処理施設に搬入し、処理してはならない。
- 4 収集運搬業者及び処分業者は、第2項に規定する承認書等の写しを、当該写し の交付を受けた日から2年間保管しなければならない。

(承認書等受領者の実績報告)

- 第18条 承認書等受領者(次項に定める者を除く。)は、事業年度における県外産 業廃棄物の県内搬入処理状況を産業廃棄物指導課長に報告しなければならない。
- 2 第5条第1項の規定により県外産業廃棄物の一部について第4条第1項に定める事前協議を行わなかった者及び第10条第1項、第2項若しくは第3項又は第11条第1項の規定により県外産業廃棄物の一部について第9条第1項に基づく一

括協議を行わなかった特定事業者は、事前協議又は一括協議を行った県外産業廃棄物の県内搬入処理状況を産業廃棄物指導課長に報告しなければならない。

- 3 第1項及び前項の報告は、様式第12-1号及び第12-2号による県外産業廃棄物搬入処理実績報告書を提出することにより行うものとする。
- 4 一括承認書受領者は、前項の報告書に、様式第 14 号による県外産業廃棄物中間 ・最終処分場確認報告書を添付しなければならない。
- 5 第1項及び第2項の報告は、翌事業年度の6月末日までに行わなければならない。

(事前協議の特例適用者等の実績報告)

- 第 19 条 第 5 条又は第 6 条の規定により県外産業廃棄物の一部又は全部について 第 4 条第 1 項に基づく事前協議を行わなかった者及び第 10 条若しくは第 11 条の 規定により県外産業廃棄物の一部若しくは全部について第 9 条第 1 項に基づく一 括協議を行わなかった特定事業者は、事前協議又は一括協議を行わなかった県外 産業廃棄物の県内搬入処理状況を産業廃棄物指導課長に報告しなければならな い。
- 2 前項の報告は、様式第 12-1 号及び第 12-3 号による県外産業廃棄物搬入処理 実績報告書に、様式第 14 号による県外産業廃棄物中間・最終処分場確認報告書を 添付することにより行うものとする。
- 3 第1項の報告は、翌事業年度の6月末日までに行わなければならない。

(処分業者等の実績報告)

- 第20条 処分業者又は自ら処理するために県内に搬入した排出事業者は、事業年度 における県外産業廃棄物の処理実績を産業廃棄物指導課長に報告しなければなら ない。
- 2 前項の報告は、様式第 13 号による県外産業廃棄物処理実績報告書を翌事業年度 の 6 月末日までに提出することにより行うものとする。

(報告、勧告等)

- 第21条 産業廃棄物指導課長は、この要綱の施行のため必要な限度において、排出 事業者又は処理業者に資料の提出を求めることができる。
- 2 産業廃棄物指導課長は、排出事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、 当該事業者に対し必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
 - (1) 承認書等の交付を受ける前に県外産業廃棄物の処理を処理業者に委託し、又は自ら行ったとき。
 - (2) 第7条第1項の規定により承認を受けたものと異なる内容により県外産業廃棄物の処理を処理業者に委託し、又は自ら行ったとき。
 - (3) 第8条第1項の規定による変更の届出をせず、又は第13条第3項の規定による変更の届出をせず、県外産業廃棄物の処理を処理業者に委託し、又は自ら行ったとき。

- 3 産業廃棄物指導課長は、前項の規定による勧告を受けた排出事業者が、当該勧告に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。
 - (1) 勧告に従わなかった事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 公表の理由及び勧告の内容

(必要事項)

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成11年9月1日から施行する。ただし、第9条、第14条第2項及び第3項の規定は平成11年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 第4条第1項の規定にかかわらず、平成11年9月1日から平成11年10月31日までの間に、県外産業廃棄物の処理を収集運搬業者又は処理業者に委託し、若しくは自ら行おうとする場合には、事前協議書の提出を要しない。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、平成11年11月1日から平成11年11月15日までの間に、県外産業廃棄物の処理を収集運搬業者又は処理業者に委託し、若しくは自ら行おうとするときは、平成11年9月1日から平成11年10月1日までに事前協議書を搬入予定先の処理施設を所管する環境管理事務所(支所)長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年11月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年9月2日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行前に、第4条第1項に基づく協議があった場合の取扱いについては、なお従前の例による。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

1 この要綱の施行前に、第4条第1項に基づく協議があった場合の取扱いについては、なお従前の例による。

- 2 第7条第2項の規定にかかわらず、平成15年4月1日から開始する事業年度分に係る産業廃棄物適正処理計画書は、平成15年5月31日までに提出しなければならない。
- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、平成15年4月1日から平成15年4月30日までの間に、県外産業廃棄物を法第20条の2第1項に規定する廃棄物再生事業者登録を受けた業者の有する施設や熱源として再利用するセメント製造施設に搬入しようとする場合には、事前協議書の提出を要しない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

(事前協議書に添付しなければならない書類)

第4条第2項(3)に規定する「その他産業廃棄物指導課長が必要と認める書類」を次のとおり定める。

(1) 排出事業者が、県外の産業廃棄物処分業者であって、その業に伴う中間処理 後の産業廃棄物を排出する場合は、当該中間処理に係る産業廃棄物処分業許可 証の写し。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 この要綱の施行前における要綱第5条第1項の規定により承認書の交付を受けた排出事業者は、要綱第6条第1項の規定に基づく承認書の交付を受けた者とみなす。
- 2 この要綱の施行前における要綱第8条第2項の規定により一括承認書の交付を 受けた特定事業者は、要綱第10条第2項の規定に基づく一括承認書の交付を受け た者とみなす。
- 3 この要綱の施行前における要綱第 10 条第 2 項の規定により変更承認書の交付を受けた特定事業者は、要綱第 12 条第 2 項の規定に基づく変更承認書の交付を受けた者とみなす。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行前における要綱第2条第9号に規定する優良性評価適合事業者は、法第14条第1項の許可の有効期間の満了の日まで要綱第2条第9号に規定する優良産廃処理業者とみなす。

ただし、法施行規則第10条の4の2に定める基準に適合する旨埼玉県知事に確認を受けられなかった場合は、その時点から優良産廃処理業者とみなさない。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。